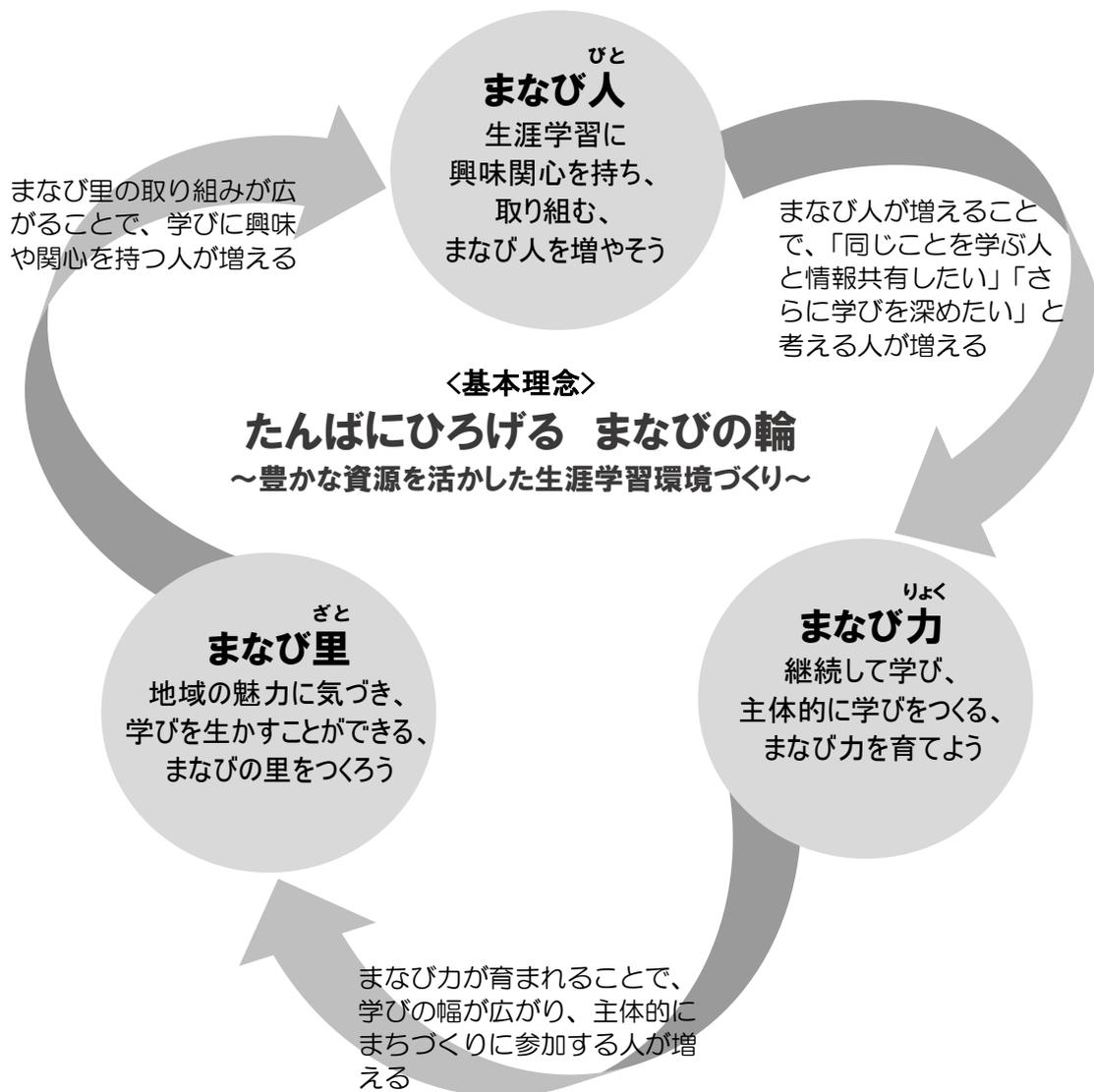


## 【知識循環型生涯学習のイメージ】



## 【めざす市民像】

地域に愛着と誇りを持ち、相手の価値観を認め、人と人とのつながりを大切にしながら、丹波市をより良いまちにするために、当事者意識を持って活躍する人。

## 【めざすまちの姿】

人口減少社会においても、地域が活力を維持し、市民一人ひとりが活躍できる力を育み、丹波市を持続可能で豊かなまちにするために、他者と喜びを分かち合い、協働しながら主体的な学びを支えあうまち。

## ○丹波市まなびの里づくり協議会設置条例

平成28年3月16日

条例第8号

(設置)

第1条 丹波市生涯学習基本計画（以下「基本計画」という。）に規定する基本目標達成に向け、生涯学習活動を提供する多様な主体が協働し、丹波市における生涯学習の推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、丹波市まなびの里づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議し、及び検討する。

- (1) 生涯学習活動を行う団体等の事業の総合的な調整に関すること。
- (2) 生涯学習活動に関する各種の提言に関すること。
- (3) 生涯学習活動の推進及び普及に関すること。
- (4) その他基本計画の基本目標達成に向けて必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 社会教育委員
- (3) スポーツ推進審議会委員
- (4) 校長の代表
- (5) 生涯学習活動の機会を提供する団体等が推薦する者
- (6) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、まちづくり部において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- (有効期限)
- 2 この条例は、平成37年3月31日限り、その効力を失う。

丹波市まなびの里づくり協議会委員名簿

(敬称略、順不同)

委員の選出基盤	氏名	所属等
①識見を有する者	岡田 龍樹	天理大学副学長 人間学部教授
	萬浪 佳隆	兵庫県公民館連合会会長 兵庫県社会教育委員
②社会教育委員	荒木 伸雄	丹波市社会教育委員の会議 議長
③スポーツ推進審議会委員	山内 佳子	丹波市スポーツ推進審議会 会長
④校長の代表	村岡 正典	丹波市小学校長会
⑤生涯学習活動の機会を提供する団体等が推薦する者	伏田 雅子	丹波市人権・同和教育協議会 副会長
	増南 文子	丹波青少年本部 副本部長
	角 悟	丹波市文化協会 会長
	出町 慎	地域から考える学びの未来会議 コアメンバー
	山本 龍之	丹波市自治会長会 理事
	酒井 礼子	丹波市俳句協会 副会長
	中瀬 まさ子	丹波市地域高齢者学級連絡会 副代表
	松井 宣子	東っ子サポートスタッフ
⑥公募委員	薦木 伸一郎	公募委員
	和田 八壽夫	公募委員
	松本 佳則	公募委員
	久下 悟	公募委員